



発行 東京都

目次

公 告

○特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請……
……（生活文化局都民生活部地域活動推進課）……
○東京都環境影響評価条例に基づく都民の意見を聴く会の開催……
……（環境局地球環境エネルギー部環境都市づくり課）……

公 告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請について

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項に規定する特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第五項において準用する同法第十条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則（平成十年東京都規則第二百四十三号）第八条において準用する同規則第三条の規定により、次のとおり公告する。

平成二十七年四月七日

東京都知事 舩 添 要 一

一 申請のあった年月日

平成二十七年二月十七日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人東京ノーウェイ・レパトリーシアター

三 代表者の氏名

岡崎 弘司

四 主たる事務所の所在地

東京都世田谷区北沢三丁目三十番三号

五 定款に記載された目的

この法人は、広く一般市民を対象として、演劇の公演、俳優、スタッフの育成、演劇を取り巻く環境の改善を行うことによつて、よりよい人間の心の進化を求めると共に、時間空間を超えた、真の創造のエネルギーの放射を生み出す演劇を育てること、
「豊かな心の生活のある社会」を実現することを目的とする。
（以上原文のまま掲載）

一 申請のあった年月日

平成二十七年二月十八日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人エンパワメントふちゅう

三 代表者の氏名

沼崎 靖洋

四 主たる事務所の所在地

東京都府中市宮西町三丁目四番地の一 TKKビル二

号室

五 定款に記載された目的

この法人は、障害者（児）及びその家族がより充実した生活を営めるように相談に関する事業を行うことで、社会全体の福祉の向上に寄与することを目的とする。
（以上原文のまま掲載）

一 申請のあった年月日

平成二十七年二月十八日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人国際環境教育機構

三 代表者の氏名

武田 敏夫

四 主たる事務所の所在地

東京都世田谷区玉川三丁目三十五番三十四ー四〇五号

五 定款に記載された目的

この法人は、あらゆる国のあらゆる立場の人々に対して、環境教育事業のほか、環境教育に関する教材・カリキュラム開発、普及啓発、国際交流・協力及び調査研究等の事業を行うことを通じ、国内外の環境教育の実践及びこれに係る人材育成を図り、もつて環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の実現に寄与することを目的とする。
（以上原文のまま掲載）

一 申請のあった年月日

平成二十七年二月十八日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人TOMO

三 代表者の氏名

小林 文雄

四 主たる事務所の所在地

東京都新宿区高田馬場一丁目九番二十三号 東京都
人福祉センター内

五 定款に記載された目的

この法人は、広く一般市民を対象として、地域社会において、日常生活を送る上で様々な困難を生じ、そのため、援助を必要としている視覚障害者が、より質の高い生活を送るために、居宅に於ける生活支援や安全な外出支援並びに事業従事者に対する教育研修を行うと共に、障害者福祉に係る事業を行い、都民との共生と、都内地域の健全なる福祉増進に寄与することを目的とする。
(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十七年二月十九日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人りすシステム

三 代表者の氏名

杉山 歩

四 主たる事務所の所在地

東京都豊島区巣鴨五丁目三十五番三十七号

五 定款に記載された目的

この法人は、21世紀という時代は母なる地球、そこに生ずる人類一人一人が共生できる新たな社会システムの構築が必要であるとの共通認識のもとに、「人間の尊厳」・「生き方の自由」・「死の自己責任化」を基本理念とした「生前契約文化」の普及・発展を通じて、国民の保健・福祉・文化の増進に寄与することを目的とする。
(以上原文のまま掲載)

東京都環境影響評価条例に基づく都民の意見を聴く会の開催について

東京都環境影響評価条例(昭和五十五年東京都条例第九十六号)第五十六条第一項の規定に基づき、東京港 国際海上コンテナターミナル整備事業(Y三)に係る環境影響評価書案及び見解書の内容について都民の意見を聴くため、次のとおり都民の意見を聴く会を開催する。

平成二十七年四月七日

東京都知事 外 添 要 一

一 日時

平成二十七年四月二十七日(月曜日)午後二時開始

二 場所

台場区民センター 第一・二集会室

港区台場一丁目五番一号 台場コミュニティおらざ

三 公述申出の方法等

都民の意見を聴く会において公述しようとする者は、

次のことを記載した公述申出書を平成二十七年四月二十一日(火曜日)までに公述申出先へ持参又は郵送により提出すること。

(一) 氏名(振り仮名を付すこと。)及び住所(法人その他の団体にあっては、名称、代表者の氏名及び東京都の区域内に存する事務所又は事業所の所在地並びに都民の意見を聴く会において意見を述べようとする者の氏名(振り仮名を付すこと。)、住所及び役職名)並びに連絡先(自宅又は勤務先等)の電話番号

(二) 対象事業の名称

(三) 公述しようとする意見の要旨(八百字以内)

四 公述申出先

東京都環境局総務部環境政策課環境アセスメント係
郵便番号一六三一八〇〇一 新宿区西新宿二丁目八番

一号 東京都庁第二本庁舎八階

五 公述人の選定

(一) 公述人の数は、二十五人程度とする。

(二) 公述しようとする者が多数あった場合には抽せんにより公述人を選定する。

(三) 公述人を選定したときは、申出人に通知する。

六 公述の範囲及び公述時間

(一) 公述人は、環境影響評価書案及び見解書の内容について、環境の保全の見地からの意見を述べるものとする。

(二) 一人当たりの公述時間は十五分以内とする。

七 傍聴の方法

傍聴を希望する者は、傍聴券の交付を受け、これを携帯して会場へ入場すること。

なお、傍聴券は、都民の意見を聴く会の当日、午後一時三十分から会場入口において先着順に交付する。

八 注意事項

公述の申出がない場合、都民の意見を聴く会は開催しない。

九 都民の意見を聴く会に関する問合せ先

東京都環境局総務部環境政策課環境アセスメント係
郵便番号一六三一八〇〇一 新宿区西新宿二丁目八番

一号 電話番号〇三(五三八八)三四五三(直通)

三〇円

六、六〇〇円

印刷所 勝美印刷株式会社

東京都文京区小石川一丁目三番七号

印刷所 電話 〇三(三八二)五二〇一(代) 郵便番号 112-0002

発行 東京都 東京都新宿区西新宿二丁目八番一号 郵便番号 163-8001 定価 一箇月 六、六〇〇円(郵送料を含む) 印刷所 勝美印刷株式会社 東京都文京区小石川一丁目三番七号 電話 〇三(三八二)五二〇一(代) 郵便番号 112-0002